

大田区立南蒲小学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。しかし、いじめは、どの学校にも起こり得るものであり、全国的に深刻な状況が続いている。

大田区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定、「大田区いじめ防止対策推進条例」（令和3年条例第18号。以下「条例」という。）第11条の規定、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定最終改定平成29年3月14日）及び「東京都いじめ防止対策推進基本方針」（平成26年7月10日東京都・東京都教育委員会決定）に基づき、大田区におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「大田区いじめ防止基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定する。

第1 南蒲小学校いじめ防止基本方針策定の目的

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにつくるかという学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つである。

基本方針は、こうした学校におけるいじめの問題を克服し、児童の尊厳を保持する目的の下、大田区（以下「区」という。）・教育委員会、区立学校、家庭、地域社会その他の関係機関が相互に連携し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対応のためのいじめ防止等の総合的な対策を効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

第2 いじめの定義

この基本方針における「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

第3 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利などの人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは、絶対に許されない行為であり、全ての児童は、いじめを行ってはならない。

第4 いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こり得るという認識の下、教育委員会、学校、家庭、地域社会その他の関係機関は、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。

とりわけ、子どもの尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見、早期対応を基本として取組を講じることが必要である。

1 いじめを生まない、許さない学校づくり

いじめに関する児童の理解を深め、いじめを許さない態度を養う

学校の教職員は、いじめ問題の解決を目指し、道徳の授業等を通じて、児童がいじめについて深く考え理解するための取組を充実するとともに、児童会等による主体的な取組を支援するなどして、児童がいじめは絶対許されないことを自覚するように促す。家庭、地域社会その他の関係機関は、学校のこれらの取組を支援する。

教育委員会は、指導課におけるリスクマネジメント対策チームによる学校支援を行うとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を学校や家庭に派遣するなど、いじめの防止について学校を支援する。

2 児童をいじめから守り通し、児童のいじめ解決に向けた行動を推進する

いじめられた児童を守る

いじめられた児童からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた児童が安心して学校生活を送ることができるようにするため、学校、家庭、地域社会その他の関係機関が連携し、いじめられた児童を組織的に守り通す取組を徹底する。

児童の取組を支える

学校は、周囲の児童がいじめについて知っていながらも、「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教職員や保護者等に伝えた児童を守り通すとともに、周囲の児童の発信を促すための児童による主体的な取組を推進する。また、教育委員会、家庭、地域社会その他の関係機関は、学校のこれらの取組を支援する。

3 教員の指導力の向上と組織的対応

学校が一丸となって取り組む

学校がいじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教職員のいじめ問題に関する鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教職員個人による対応に頼るだけでなく、教職員間における情報の共有化や共通認識による指導を徹底するなど、学校全体による組織的な対応が不可欠である。

4 保護者・地域住民・関係機関と連携して取り組む

社会総がかりで取り組む

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域住民、関係機関との連携を強化し、社会総がかりでいじめ問題の解決に向けて取り組む必要がある。

保護者は、その保護する児童がいじめを行うことがないように、家庭での話し合い等を通して、児童に対して規範意識を養う指導などに努めるとともに、児童をいじめから保護する必要がある。

また、保護者や地域住民及び関係機関は、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど学校によるいじめの防止等の取組に協力するよう努める。

第5 いじめ防止に向けた学校の方針

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日 文部科学大臣決定最終改定平成29年3月14日）、「東京都いじめ防止対策推進基本的な方針」（平成26年7月10日 東京都・東京都教育委員会決定）及び本基本方針を参酌し、その学校の実情に応じた「学校いじめ防止基本方針」を定める。いじめは、どの学校でも、どの学級でも起こりうるという認識の下、大田区・教育委員会、家庭、地域社会及びその他の関係機関と連携・協力し、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する。とりわけ、こどもの尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見、早期対応を基本として取り組んでいく。

2 組織等の設置

- (1) いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、副校長、生活指導主任、教務主任、いじめ防止対策主任、養護教諭、特別支援コーディネーター及びスクールカウンセラー等で構成する「いじめ防止対策委員会」を設置する。
- (2) 重大事態が発生した場合には、その事態に対処し、及びその当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、大田区教育委員会と連携し、速やかに、学校の下に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。必要に応じて、校長の判断で、校外の専門家等を加えた組織を設け、調査することができる。

3 学校における具体的な取組

学校は、保護者、地域及び関係機関と連携して、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な取組を行う。

(1) 未然防止

- ・学校全体に「いじめる行為は絶対に許されない」という意識を高める。
- ・道徳の時間や特別活動において、「学校基本方針」を踏まえた「いじめに関する授業」を年に3回以上行う。
- ・各教科等の授業における規律正しい態度や、道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等により、いじめを行わない態度を養う。
- ・各教科等の授業において、思考力、判断力、表現力その他の能力を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うことで、物事を論理的に捉え自ら判断して行動する態度を育てる。
- ・全教育活動を通じ、言葉遣いを正し、児童のコミュニケーション能力を高める。
- ・全教育活動を通じ、自分を大切にするとともに、他者を大切にする意識や態度等を育てる。

- ・人権・生命尊重週間期間を設け、人権教育プログラムなどを活用し人権教育を推進する。
- ・児童がいじめ防止について主体的に考え、児童が「いじめ撲滅キャンペーン」を行う等、いじめ防止を訴えるような取組を推進する。
- ・いじめに関する校内研修を年3回実施する等、OJTの充実やOFF-JT等を通じて教職員の資質を向上する。
- ・インターネットを通して行われるいじめを防止するための啓発活動を行う。
- ・家庭訪問や教育相談、学校通信などを通じた家庭との連携協力を強化する。

(2) 早期発見

- ・毎週の生活指導夕会や校内特別支援委員会で、教職員間の情報共有に努める。
- ・児童の発するいじめに関するサイン等の観察に努める。
- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握とともに、児童がいじめを訴えやすい学校体制を整備する。
- ・5年生を対象に、スクールカウンセラーによる全員面接を行い、相談しやすい関係構築を図るとともに、児童理解を深める。
- ・学校生活調査結果を踏まえ、スクールカウンセラー、担任、養護教諭が面談を行う。
- ・保健室や相談室等の利用や電話相談窓口の周知等による相談体制を整備する。
- ・いじめに関する情報を全教職員で共有化する。
- ・保護者や地域住民からのいじめに関する情報の収集に努める。

(3) 早期対応

- ・いじめを発見した場合、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織として対応する。
- ・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめた児童を指導する。
- ・いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる取組やいじめを撲滅する取組を行う。
- ・いじめを解決するための保護者への支援・助言を行う。
- ・学校便りや保護者会の開催など保護者と情報を共有する。
- ・関係機関や専門家等と相談・連携して対応する。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察と連携して対応する。

(4) 重大事態への対処

- ・いじめられた児童の安全を確保する。
- ・いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・いじめに関する情報を保護者等に伝えるとともに、解決に向けて連携して取り組む。
- ・必要に応じ、児童や保護者等への心のケアを行う。
- ・関係機関や専門家等との相談・連携による対処を行う。

- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察との連携による対処を行う。
- ・重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施及び教育委員会が行う調査に協力する。
- ・重大事態発生について教育委員会や区長に報告する。
- ・報告された重大事態の調査結果についての区長の調査（再調査）に協力する。

〈 平成 26 年 10 月 31 日策定 〉

第 6 大田区いじめ問題再調査委員会の設置

学校で重大事故が発生し、法第30条第1項に基づく調査結果の報告を受けた区長は、必要があると認めるときは、公平、公正な調査を行うために条例第16条に定めるいじめ問題再調査委員会を設置し、当該調査結果についての調査（再調査）を行うことができる。

いじめ防止等に関する具体的な取組

1 相談体制の整備

来所、電話、メールなど多様な相談窓口を確保し、いじめに関する通報及び相談を受ける体制を整備するとともに、定期的に児童及びその保護者等に周知する。

また、スクールソーシャルワーカー等による家庭支援など、いじめの防止等に対する保護者等への相談体制を整備する。

2 関係機関等と連携した取組の推進

児童館、その他の福祉機関や医療機関、民生・児童委員、警察等と連携し、及び放課後児童健全育成事業などとの関連を踏まえ、取組を推進する。

3 教職員の資質・能力の向上、専門的知識を有する人材の確保等

教職員の研修の充実や学校におけるOJTの推進等による教職員の能力の向上に努めるとともに、養護教諭その他の教職員の配置、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーその他の専門的知識を有する者の確保等の必要な措置を講じる。

4 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対応に資するため、児童に対する情報モラル教育の充実及び児童やその保護者に対する啓発活動を行う。

5 啓発活動の推進

いじめ防止のための広報その他の啓発活動を推進する。

6 いじめ防止等のための調査研究の実施

いじめ防止のための調査研究及び検証などを行い、その成果を普及・啓発する。

など

第 7 その他

区及び教育委員会は、この方針に基づく取組状況を確認し、その結果に基づき、必要に応じて適切に対応していく。